

議案第103号

山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市保健施設条例の一部を改正する条例
山陽小野田市保健施設条例（平成17年山陽小野田市条例第126号）の一
部を次のように改正する。

第2条の表山陽小野田市小野田保健センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

議案第103号参考資料

山陽小野田市保健施設条例新旧対照表

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
山陽小野田市保健センター	山陽小野田市大字鴨庄94番地	山陽小野田市保健センター	山陽小野田市大字鴨庄94番地
		山陽小野田市小野田保健センター	山陽小野田市大字東高泊1947番地の1